

六、遊藝場不当地罰金及并責罰審議委員会ヲ設置セラレタリ

責罰ニ就テハ市ニ慎重ヲ旨トシ今後モ高格段ノ注意ヲ払フベシ遊藝場問題ハ別例ニ
懇談スベシ

七、取ニ並取ニ助手ヲ増員セラレタリ
実情ニ依リ調査ノ上適當処置スベシ実情ヲ調査ト必要ト認めル場合ハ必ず増員ス
ハ最低日給確立並ニ一般ニ昇給セラレタリ

従事員ノ福利増進ニ就テハ市ニ努力ヲ為シ居ルカ目下ノ如キ一般經濟界並
会社ノ財政状態ニ於テハ実施困難ナルモ今後事情ノ推移ニ順応シテ適當考
査スベシ

八、最低日給確立ハ実施シ難シ
又一般昇給ニ付テハ考慮ス

九、年功手当ヲ電車部ト同格ニ支給セラレタリ
(但シ實際入社日ヨリ通算)

実施困難ナリ

一〇、退勤手当ノ支給ヲハ實際入社ノ日ヨリ通算ニシテ行ハレタリ

年功旨ノ通算ノ実施方ヲ研究中ナリ

一一、異事故手ヲ増額セラレタリ

昨午九月改正シタルモノニ付此ノ際更ニ重ネ改正シ難シ

一二、賃金合算収入歩合ヲ増額セラレタリ

増額方相当研究スベシ

一三、車庫賃励金ヲ増額セラレタリ

本年一月二十一日ヨリ実施シタルノミナルヲ以テ今後ノ実績ニ徴シ考慮スベシ

(本年十二月七日ノ賃給日ニ亦一回ノ実績ヲ見テ考査ス)

一四、事故防止励励金ヲ支給セラレタリ

是等ノ実施シ難シ

責任或ハメタルノ如キモノナラズ以テ今後ノ実績ヲ現金ニテ支給スルモ考慮ナリ

一五、工場勤務ヲ八時間制ニセラレタリ

現在ニ於テハ実施困難ナリ

一六、工場勤務者ニ皆勤手当ヲ支給セラレタリ

研究スベシ

電車部取上ト権衡ヲ保シ杯研究スベシ

以上